
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 160 回金融商品専門委員会及び第 444 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 160 回金融商品専門委員会（2020 年 10 月 12 日開催）及び第 444 回企業会計基準委員会（2020 年 10 月 22 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

金融資産を対象とした投資信託の時価の算定に関する取扱い

（第 160 回金融商品専門委員会）

2. 時価算定日と基準価格の算定日が異なる場合に、直近の基準価格を時価とみなすことを認める条件として、「原則として 1 か月程度とする」とあるが、「原則として」という文言があると、1 か月以外の目線は全て例外との建付けとなってしまう、運用や監査上での取扱い等が難しくなる可能性があるため、この文言が適切か慎重に検討すべきである。また、「保有資産の流動性などの特性も考慮する」として、1 か月以外のものについても一定の配慮がなされているものの、（この提案の対象ではないが）例えば海外の私募の不動産投資信託では半年の頻度で基準価格が更新されるものもあるので、もう少し具体的な記載にすることはできないか。
3. 金融商品を構成資産としている投資信託の場合、基準価格等更新頻度とある程度紐づけたほうがよいと考えられ、全ての例を確認したわけではないが、長くても 1 か月での更新が多いことを踏まえると、事務局の提案している 1 か月という目線に特段違和感はない。この案で公開草案を出して、広くコメントを求めることが良いと考える。
4. 「事務手続上の便宜のための解約制限」の例示を文案から丸ごと削除しているが、実際にはこうした解約制限の事例は多いと思われ、一つ一つ重要性を判断していくこととなると負担が大きいため、何らかの形で例示を残すことを検討してはどうか。
5. 1 か月程度の事前の解約通知期間を設定している場合と、1 か月程度の間隔で解約可能日を設定している場合とで、前者は文案から削除されているが、事象自体はあまり変わらないのではないか。

6. 注記事項の文案における「(2)の時価の合計額に重要性がない場合を除き、時価算定日における解約等に関する制限の内容」の記載は、制限の内容だけを注記すればよいのか、解約制限の内容ごとの合計残高の開示が必要なのかが分かりにくいいため、記載の修正を検討して頂きたい。

(第444回企業会計基準委員会)

7. インフラ投資信託についての定めは必要ないとしているが、金融商品を対象とした投資信託と不動産を対象とした投資信託の取扱いについて、比較表を作成するなどしてそれぞれの間大きな差が生じていないかを確認した上で評価すべきと考える。
8. 時価を把握することが極めて困難である金融商品は非上場株式以外にはないと的前提で議論を進めているように見受けられるが、その点についても改めて議論を行うべきではないか。
9. 「解約等に重要な制限が課せられている場合」に該当しない例示において、解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い解約制限として、「例えば、1か月程度」としている一方、直近の基準価格を時価とみなすことができる場合の文案では、「原則として1か月程度」と記載があり、「原則として」という文言が強調されて見えるため、文案の修正を検討頂きたい。
10. 改正する時価算定基準適用指針の該当条項を参照させる形で、実務上の便法のフローチャートを作成頂き、適用指針の公表時においても掲載することを検討頂きたい。
11. 解約等の制限がない場合の取扱いは、結論の背景に記載されているが、フローチャートにおいて分岐点となっている箇所については、結論の背景ではなく、本文に記載されるべきではないかと考える。また、解約等の制限に重要性がある場合で、実務上の便法を利用せず原則的な取扱いを適用するケースについて文案に記載がないと思われるため、追加の記載を検討頂きたい。
12. 実務上の便法を適用した場合、レベル別分類においては、レベル3の時価として注記を求める考え方もあるのではないかと考える。
13. 実務上の便法を適用した後、例えば、時価に大きな変動が生じたことで、1か月前の基準価格では明らかに適当ではないと判断して、基準価格に調整をしようとする場合も考えられるが、その場合、会計方針の変更になるのか整理頂きたい。
14. 基準価格により時価評価されてきた、これまでの取扱いに問題があったと誤認をされないよう、今回の改正の経緯については、結論の背景に丁寧な記載を検討頂きたい。

不動産を対象とした投資信託の時価の算定に関する取扱い

(第 160 回金融商品専門委員会)

15. 金融投資目的であることに着目すると、将来キャッシュ・フローを上場不動産投資信託の配当利回り等を参考に一定のレートで割り引いて算定する方法(収益還元法)が本来的な時価の算定方法ではないか。また、こうしたレートの情報を開示することが、財務諸表利用者にとっては有用なものとする。
16. 事務局の分析のとおり、非上場不動産投資信託について基準価格に何らかの調整を求めることには実務上の困難さがあることや、不動産が時価算定会計基準の対象外であることを踏まえると、原則的な取扱いではなく実務上の便法が通常は使用されることになると考えている。これを踏まえ、例えば基準価格の算出頻度が半ごと年であれば、基準価格を時価とみなすことができるなどの実務上のガイダンスを定めることが有用であるとする。
17. 非上場不動産投資信託について、貸借対照表価額に基準価格を使うことは取得原価とすることに比べれば進展はあるとするが、時価開示においてまで基準価格を時価とみなして開示することは適切ではないのではないか。
18. 現状、非上場不動産投資信託は時価評価されていないケースがかなり多いとの実感があるため、時価評価すると定めた場合の実務上の影響や時価算定の態勢等についてアウトリーチを行ってはどうか。

(第 444 回企業会計基準委員会)

19. 非上場不動産投資信託について、貸借対照表価額を時価とすることで会計処理を統一することが提案されているが、投資法人という法的位置づけや投資主総会というガバナンスの存在を踏まえると、投資信託よりも金融商品会計基準第 19 項における「市場価格のない株式等」に含めて、その取扱いを考えたほうがよいのではないか。
20. 投資信託と株式の評価における本質的な違いは、その価値の源泉にあり、前者は投資口が保有する資産にある一方で、後者は企業が行う事業すなわち企業価値そのものにある。非上場不動産投資信託については、法的位置づけは投資法人であっても、実態として価値の源泉が投資口の保有する不動産にあることを踏まえると、その性格は非上場株式よりも投資信託に近いといえる。このため、投資信託に合わせて会計処理を統一する事務局の提案の考え方は受け入れられるとする。

21. 非上場株式が取得原価で評価されることとの関係について十分に整理がされないまま、非上場不動産投資信託を一律に時価評価することについては賛成しかねる。仮に事務局の提案で進めていく場合でも、アウトリーチを行うなどして、広く関係者の意見を聞くことが必要ではないか。

組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

(第160回金融商品専門委員会)

22. 貸借対照表価額が時価でないにもかかわらず、時価を開示するという整理に無理があるのではないか。
23. 組合等への出資には、金融投資目的のものほか、事業投資目的のものもあり、現状それらが会計処理と必ずしも整合しているわけではないことを考えると、投資の性格と会計処理との整理にまで踏み込むことについて、今回のプロジェクトで対応することは困難と考える。
24. 不動産賃貸を目的とした匿名組合出資のスキームが相応に増えており、こうしたものについては、不動産投資信託と同様に時価算定上の困難さがあるため、たとえ開示だけであっても、何らかの便法がないと対応が難しいのではないか。
25. 持分相当額を純額で取り込む方法から持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として計上する方法に会計処理を変更することを認める提案がなされているが、そもそも、匿名組合契約では、組合財産は営業者に帰属して、匿名組合の出資者は、匿名組合事業からの損益の分配等を受ける権利を有しているに過ぎないため、会計処理としては持分相当額を純額で取り込む方法しか認められるべきではないと理解している。事務局の提案については、どういった経済実態のものが、どちらの会計処理を採るべきかについて、何らかのメルクマールを新たに設けるなど、整理が必要と考える。
26. 組合等への出資について、レベル別開示も求めるとあるが、仮にルックスルーして構成資産に応じてレベル別分類をすることを想定しているのであれば、投資信託ではなぜルックスルーすることによるレベル別分類をしなくてよいのか、整理が必要になると考える。
27. 組合等への出資について時価開示を求める場合、時価算定が可能なケースとそうでないケースに区分しての対応を検討する必要があるのではないかと考える。区分を設けず、一律に時価開示やレベル別開示を求めることは実務上困難であると考え。

28. 非上場不動産投資信託では実務上の便法を認めてレベル別開示が不要ということ
を想定している一方で、組合等への出資について時価開示とレベル別開示を求める
ことは、過剰な要求になっていると考える。もし、このように求めるのであれば、
適用に向けた準備期間が必要と考える。

(第 444 回企業会計基準委員会)

29. 現状の事務局の提案で進めていくのは現実的ではないと考える。時価の開示を求め
ていく方向での検討は慎重に考えていくべきではないか。
30. 組合には様々なパターンがあるものの、非上場株式を保有しているものが多いとの
認識を持っているため、時価評価の範囲に関する整理がされないままに、非上場不
動産投資信託と同様に、時価の開示を求める提案は論理に飛躍があり受け入れ難い
と考える。

以 上